

日本泌尿器科学会 保険委員会規則

制定 2000年6月7日

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会保険委員会（以下「委員会」という。）と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は一般社団法人日本泌尿器科学会理事会（以下「理事会」という。）の諮問機関として、泌尿器科領域における保険に関する諸問題を担当し、日本泌尿器科学会がその定款第4条に掲げる目的を達成し事業を遂行するため、会員の保険制度の知識の普及および医療保険の適正化の促進を支援する。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、第3章で規定する各種委員会を設け、次の活動を行う。

- (1) 地区委員会（東部・中部・西部）は、地区内における保険医療の問題点および適正化に関する審議事項について検討する。
- (2) 実行委員会は、各地区委員会等の委員会および会員より提出された審議事項について、委員会に諮るための検討を行う。
- (3) 常任委員会は、実行委員会を円滑に行うための実務を担当する。緊急を要する事項に関しては、常任委員会で審議、決定を行い、理事会に上申することができる。この経緯を実行委員会及び委員会に報告し、承認を得るものとする。
- (4) 必要に応じて設けられた専門委員会は、専門的かつ限定された審議事項を検討する。
- (5) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、地区委員会（東部、中部、西部）、実行委員会、常任委員会ならびに専門委員会で構成する。これらは、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 地区委員会は、各都道府県あたり2名の委員と地区委員会委員長が推薦した若干名の委員で構成する。地区委員会委員長は、互選とする。
- (2) 実行委員会は、地区委員長を含む各地区2名の代表および保険委員長の指名した若干名の委員で構成し、実行委員長は、保険委員長が兼任する。
- (3) 常任委員会は、保険委員長の推薦する若干名の委員で構成し、常任委員会委員長は、保険委員長が兼任する。
- (4) 専門委員会委員および専門委員長は、保険委員長が指名する。その際、保険委員会委員以外の者も指名することができる。
- (5) その他、委員会が必要と認める者。

(委員の選任)

第5条 委員は、各都道府県より選出された者および保険委員長から推薦を受けた者に対して理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、原則として理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。ただし、委員長が理事でない場合には、保険担当理事を理事長が任命する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

4 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 委員長は、職務遂行に必要な情報収集、委員会の準備などにあたる書記を指名することができる。

第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第8条 委員会の開催は委員定数の過半数の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 委員会は、年1回、原則として、日本泌尿器科学会総会開催時に委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、臨時委員会を招集することができる。

3 地区委員会は、地区委員長が必要に応じて招集する。原則として、日本泌尿器科学会地区総会時に開催する。

4 実行委員会、常任委員会、専門委員会は、委員長が必要に応じて招集することができる。

5 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2 理事長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

(関連委員会への委員の派遣)

第12条 日本医師会診療報酬検討委員会、日本医師会疑義解釈委員会、外科系学会社会保険委員会連合、内科系学会社会保険連合などへ派遣する委員については、保険委員長が推薦し、理事会の承認を得るも

のとする。詳細は、細則にて規定する。

附 則

(施行期日)

この規則は、2005年4月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2016年3月30日から施行する。

- 1 規則書式変更に伴う修正。用語統一。
- 2 第6条 任期の制限につき変更。3期を超えないこと→記載削除。
- 3 第7条 委員長の要件を追記。
- 4 第8条 委員会の開催の委員定数の変更(過半数→3分の2)。

細 則

(関連委員会への委員の派遣)

第1条 日本医師会診療報酬検討委員会、日本医師会疑義解釈委員会、外科系学会社会保険委員会連合への委員派遣について、以下の各号のように定める。

2 日本医師会診療報酬検討委員会への委員派遣：保険委員長が指名し、理事会の承認を得て日本医師会に推薦する。委員の委嘱は日本医師会が行い、その期間は1期2年であるが、原則として3期継続することが望ましい。なお、任期中に65歳となった場合には、その任期終了後交代することとする。ただし、保険委員の任期が残る場合には、その任期に連動する。

3 日本医師会疑義解釈委員会への委員派遣：保険委員長がその任にあたる。委員長交代時日本医師会に連絡し、前任者の任期終了後日本医師会からの委嘱を受けて就任する。その期間は1期2年であるが、原則として3期継続することが望ましい。なお、任期中に65歳となった場合には、その任期終了後交代することとする。ただし、保険委員長の任期が残る場合には、その任期に連動する。

4 外科系学会社会保険委員会連合への委員派遣：実務委員会、手術委員会、処置委員会、検査委員会にそれぞれ委員を派遣する。保険委員長が推薦し、理事会の承認を得るものとする。原則として2期（任期は日本泌尿器科学会理事の任期に連動し、1期2年である）は継続することが望ましい。なお、任期中に65歳となった場合には、その任期終了後交代することとなる。ただし、保険委員の任期が残る場合には、その任期に連動する。

5 内科系学会社会保険連合への委員派遣：検査関連委員会、感染症関連委員会、悪性腫瘍関連委員会、在宅医療関連委員会にそれぞれ委員を派遣する。保険委員長が推薦し、理事会の承認を得るものとする。原則として2期（任期は日本泌尿器科学会理事の任期に連動し、1期2年である）は継続することが望ましい。なお、任期中に65歳となった場合には、その任期終了後交代することとなる。ただし、保険委員の任期が残る場合には、その任期に連動する。